

会津若松市上下水道局指名競争入札に係る郵便入札実施要領

(平成 18 年 3 月 30 日決裁)
 (平成 19 年 3 月 30 日決裁)
 (平成 19 年 12 月 28 日決裁)
 (平成 25 年 9 月 4 日決裁)
 (令和 2 年 4 月 1 日決裁)

会津若松市上下水道事業管理者が発注する指名競争入札の方法により契約を締結しようとする工事並びに測量、設計及び印刷業務（以下「工事等」という。）について、郵便による入札を実施するにあたっては、会津若松市指名競争入札に係る郵便入札実施要領（平成 18 年 3 月 30 日決裁）の例による。

この場合において、次の表の第 1 欄に掲げる同要領の規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第 3 欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 1 条	市	上下水道事業管理者
第 3 条	市長	上下水道事業管理者
	会津若松市財務規則（平成 5 年会津若松市規則第 12 号。以下「規則」という。）第 132 条第 2 項	会津若松市上下水道事業契約規程（平成 8 年会津若松市水道部管理規程第 10 号）第 34 条第 2 項
削除		
第 8 条第 1 項第 18 号	市	上下水道事業管理者
第 9 条	市長	上下水道事業管理者
第 10 条	市長	上下水道事業管理者
別記様式	会津若松市長	会津若松市上下水道事業管理者
	会津若松市指名競争入札に係る郵便入札実施要領	会津若松市上下水道局指名競争入札に係る郵便入札実施要領

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、決裁の日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の会津若松市水道部指名競争入札に係る郵便入札実施要領の規定は、平成 25 年 10 月 11 日以後に指名通知を行う工事等に係る入札から適用し、同日前に指名通知を行った工事等に係る入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この基準は、決裁の日から施行する。